「道の駅」の防災機能強化について

- 1. 防災道の駅の認定要件について(案)
- 2. 道の駅におけるBCP(業務継続計画)について

「道の駅」の目的と機能の見直しについて

「道の駅」の目的

- ・道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供
- ・地域の振興や安全の確保に寄与

「道の駅」の機能

休憩機能

情報発信機能

地域連携機能

- ・24時間、無料で利用できる駐車場・トイレ
- ・道路情報、地域の観光情報、緊急医療情報などを提供
- ・文化教養施設、観光レクリエーション施設などの地域 振興施設や防災施設(感染症対策を含む)

1. 防災道の駅の認定要件について(案)

主な役割

<u>広域的</u>な防災拠点機能 を持つ道の駅

今回の「防災道の駅」のターゲット

<u>地域</u>の防災拠点機能 を持つ道の駅

約500駅

※リニューアル等に合わせた対策により拡充

その他の道の駅

大規模災害時等の広域的な 復旧・復興活動拠点



- 自衛隊、警察、 テックフォース等 の救援活動の拠点
- 緊急物資等の基地 機能
- 復旧、復興活動の 拠点等

地域の一時避難所





防災道の駅の認定要件について(案)

- 1. <u>都道府県</u>が策定する<u>広域的な防災計画(地域防災計画もしくは受援計画)</u>及び<u>新広域道路交通計画</u>(今年度、国交省と都道府県で策定予定)に広域的な防災拠点として位置づけられていること。
- 2. 災害時に求められる<u>機能</u>に応じて、以下に示す<u>施設、体制が整っ</u> ていること。
 - ① **建物の耐震化、無停電化、通信や水の確保等**により、災害時においても業務実施可能な施設となっていること
 - ② 災害時の支援活動に必要なスペースとして、2500m²以上の駐車場を備えていること
 - ③ **BCP (業務継続計画) が策定**されていること
- 3. 2. が整っていない場合については、**今後3年程度で必要な機能、** 施設、体制を整えるための具体的な計画があること。

(参考) 各計画の概要

	広域的な					
	地域防災計画	受援計画	新広域道路交通計画			
位置付け	災害対策基本法において、 災害応急対策及び災害復旧 に関する事項別の計画等を 策定	防災基本計画において、他 の地方公共団体等から応援 を受けることができるよう、 防災業務計画や地域防災計 画等に位置付けるよう努め るものとされているもの	社会資本整備重点計画をは じめ今後の計画的な道路整 備・管理や道路交通マネジ メント等の基本となるもの			
概要	災害対策基本法第 42 条の 規定に基づき、市民の生命、 財産を災害から守るための 対策を実施することを目的 とし、災害に係わる事務又 は業務に関し、関係機関及 び他の地方公共団体の協力 を得て、総合的かつ計画的 な対策を定めた計画	災害の規模や被災地の二ー だにしてでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	「平常時・災害時」を問わない「物流・人流」の確保・活性化のために、中・長期的な観点からビジョンを踏まえた、(1)広域道路ネットワーク計画、(2)交通・防災拠点計画(3) ICT交通マネジメント計画			

(参考) 新たな広域道路交通計画について①

重要物流道路を契機とした「新たな広域道路交通計画」の策定について

- I 今後の道路計画の主な課題 (現計画※はH6策定、H10以降未改定)※広域道路整備基本計画
 - 新たな社会・経済の要請に応えるとともに、総合交通体系の基盤としての道路の役割強化や、ICT・自動 運転等の技術の進展を見据えた未来志向の計画が必要。

新たな国土構造の形成

- スーパーメガリージョンの実現
- 中枢・中核都市等を中心とする地域 の自立圏の形成 等

グローバル化

- インバウンドへの対応
- 国際物流の増加への対応 等

国土強靭化

- 災害リスク増大への対応
- 代替機能の強化の必要性 等

各交通機関との連携強化

ICT活用・自動運転社会への対応

Ⅱ 新たな広域道路交通計画の策定

■ 各地域において中長期的な観点からビジョン、計画を策定(定期的に見直し)

「平常時・災害時」を問わない「物流・人流」の確保・活性化

(1)

広域道路ネットワーク

計画

(2)

交通·防災拠点

計画

(3)

ICT交通マネジメント

計画

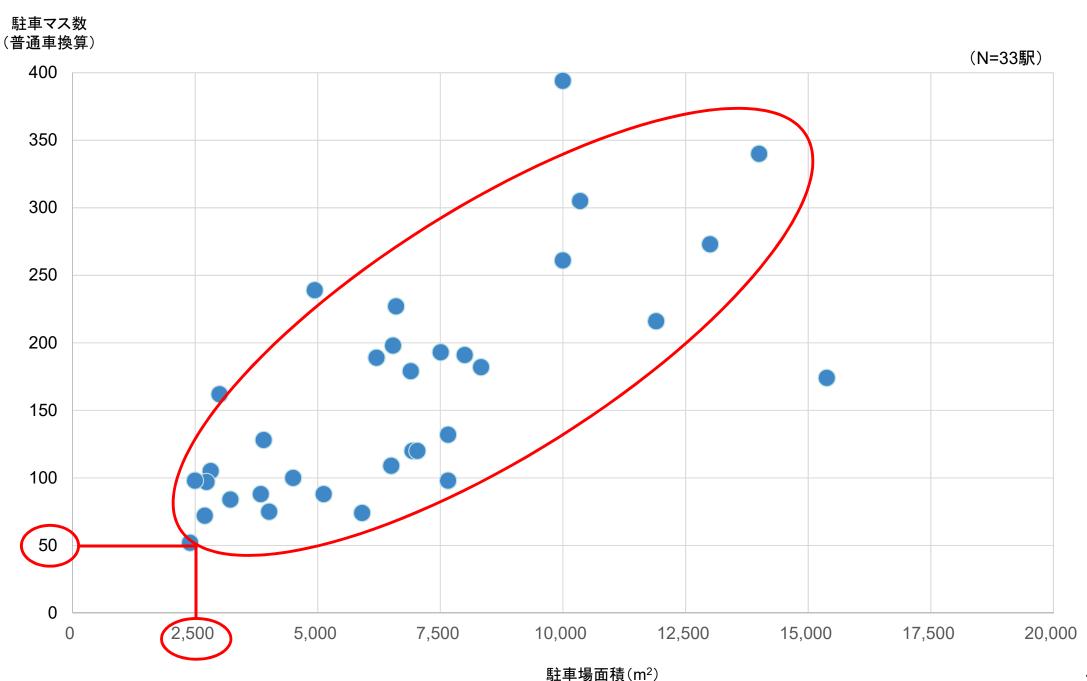
重要物流道路の指定・地域高規格道路等の広域道路ネットワークの再編 等

(参考)防災道の駅の機能・施設・体制(例)

	施設							体 制				
	1				2		3					
	栖	無	通	貯	防	防	駐 ^{※1}	^	В	災	防	感
機能		停	信	水	災	災		IJ	С	害	災	染
	震	電		タ	۲		車	ポ	Р	_		症
		設	設	ン	1	倉		I	策	協	訓	対
	化	備	備	ク	レ	庫	場	۲	定	定	練	策
救援物資の中継・分配機能	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広域支援部隊(警察、消防、自 衛隊等)の一次集結・ベース キャンプ機能	0	0	0	0	0		0		0	0	0	0
災害医療支援機能	0	0	0	0	0		0	0	0	0	\circ	0
物資等の備蓄機能	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0

^{※1} 災害時の支援活動に必要なスペースとして、2500m2以上の駐車場

(参考)広域的な防災計画に位置づけられている「道の駅」の駐車場の規模について



「防災道の駅」の進め方(案)

本日

- 「防災道の駅」の認定要件等を議論
- 地域での検討の参考となる道の駅の事例等を提示

7月中

委員会の議論を踏まえて、道路局から各都道府県に対して、認定要件等を周知、「防災道の駅」の配置計画の作成を依頼

年内目途

- 都道府県毎に幹線道路協議会で具体箇所を検討※
- 各都道府県で「防災道の駅」案(配置計画)を策定(初回)
 - ※ 新広域道路交通計画の枠組みを活用しネットワークをあわせて検討



第3ステージ推進委員会で確認・意見

• 国土交通省で「防災道の駅」として認定(初回)

「防災道の駅」の整備支援・フォローアップ / 順次追加認定

報告事項

2. 道の駅におけるBCP (業務継続計画)について

道の駅におけるBCP(業務継続計画)について

○ BCP(業務継続計画)

災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、**優先的に実施すべき業務**(非常時優先業務)を特定するとともに、業務の**執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保**等をあらかじめ定める計画である。

※市町村のための業務継続計画作成ガイド 【平成27年5月内閣府(防災担当)】

○災害時等に優先的に実施されることが想定される主な業務

- ①従業員・訪問客の安否確認、救命救急、設備の被災状況の確認、二次災害の防止、 消火活動、災害用トイレの設置、非常用発電機の起動
- ①避難スペースの確保・誘導、災害用備蓄の搬出、避難者への配布
- ②ヘリポート、災害活動車両用の駐車スペースの確保
- ③災害用備蓄スペースの確保
- ④利用者や関係機関等への情報発信・共有
- ⑤食料品・生活必需品の早期販売再開
- ⑥コロナウイルスをはじめとする感染症の予防や拡大防止対策

道の駅のBCPとガイドラインについて

○BCP策定の対象とする道の駅

地域防災計画に位置づけられた道の駅

⇒直轄道の駅:3年以内に策定 地方の道の駅 5年以内に策定

○ガイドラインの対象範囲(案)

発災前 (事前対応)

大規模災害発生時の重要業務

防災拠点 機能

- ●指示系統・連絡体制・役割分担の設定
- ●リスク・被害想定
- ●施設・設備の防災性の強化(耐震化、什器の 固定等)、電源・通信等の代替性・多重性確保
- ●タイムライン(行動計画)の作成 ※復旧目標時間の設定 等
- ●防災資機材の備蓄
- ●防災訓練の実施 ※避難ルート確認、防災資機材の動作確認等)
- ●災害協定の締結

- ⑩従業員・訪問客の安否確認、救命救急、設備の被災 状況の確認、二次災害の防止、消火活動、災害用ト イレの設置、非常用発電機起動
- ①避難スペースの確保・誘導、災害用備蓄の搬出、 避難者への配布
- ②ヘリポート、災害活動車両用の駐車スペースの確保
- ③災害用備蓄スペースの確保
- ④利用者や関係機関等への情報発信・共有
- ⑥コロナウイルスをはじめとする感染症の予防や拡大 防止対策

ガイドラインの 対象範囲

- 生活拠点機能
- 事業再開への取組 (複数の調達・販売先の確保)

⑤食料品・生活必需品の 早期販売再開

(参考) 道の駅「朝霧高原」BCP(骨子)<令和2年3月作成>

(BCPの構成)

- 1. はじめに
 - 1.1. 基本方針
 - 1.2. BCPの策定・運用の体制
 - 1.3. BCPの発災後の運用期間

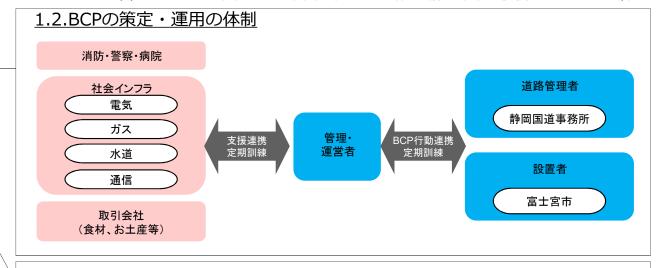
2. 基本的な考え方

- 2.1. 大規模災害発生時の基本方針
- 2.2. 大規模災害発生時の重要業務
- 2.3. 発災時の重要業務の実施フロー
- 2.4. 現状の把握
- 2.5. 被害想定

3. 災害時の重要業務の行動計画

- 3.1. 従業員・訪問客の安否確認
- 3.2. 負傷者の救急・救命
- 3.3. 避難スペースの確保・誘導
- 3.4. 防災用備蓄の搬出、避難者への配布
- 3.5. 設備の被災状況の確認
- 3.6. 消火活動
- 3.7. 関係各所への情報伝達
- 3.8. 周囲への情報提供
- 3.9. トイレ、非常用発電機の起動
- 3.10. 災害支援スペースの確保
- 4. 定期訓練
- 5. その他

※道の駅「朝霧高原」の管理・運営者、設置者である富士宮市及び 道路管理者である国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所において作成



2.1.大規模災害発生時の基本方針

- ・生命の安全確保と安否確認
- ・二次被害の防止
- ・対外的な情報の発信及び共有
- ・防災拠点としての機能開始
- ・一次避難施設としての開始

2.2.大規模災害発生時の重要業務

- 1) 従業員・訪問客の安否確認
- 2) 負傷者の救急・救命
- 3) 避難スペースの確保・誘導
- 4) 防災用備蓄の搬出、避難者への配布
- 5) 設備の被災状況の確認
- 6) 消火活動
- 7) 関係各所への情報伝達
- 8) 周囲への情報提供
- 9) 災害用トイレの設置、非常用発電機の起動
- 10) ヘリポート、災害用備蓄スペース、災害活動 車両用の駐車スペースの確保

2.3.発災時の重要業務の実施フロー

